

## (公募)研究ノート

# スウェーデンの“EDUCARE”モデルの形成過程と政策視座

訓覇 法子

## I はじめに

保育サービスと幼児教育の組織化や構造は国によって大きく異なる(Benett, 2008)。スウェーデンの特徴は、保育・就学前教育政策を孤立した政策としてではなく、その時代の政治課題に応えるために、貧困対策、人口危機対策や家族政策、労働市場政策、男女平等政策、教育政策などと連動して発展させられてきたことにある(Gunnarsson, Martin Korpi & Nordenstam, 1999)。

近年、先進諸国が直面してきた重要な課題は、知識社会移行による複雑な社会変化に対応できる個人や社会の知識向上のための教育制度の再編成である。共通の傾向として指摘されるのが、就学前児童教育の若年化や、少子化進行の緩和、女性就労の増大、幼児の教育水準の均等化や育児サービスの財政的効率化を目的とする幼保一元化である。

OECDの教育委員会は、女性の労働市場進出を可能にし、幼児時代からアクセスが可能な生涯学習システム構築を促進させるために、幼児教育と保育政策の調査を1998年に開始した(OECD, 2001 & 2006)。スウェーデンは最初の調査に参加したが、同時に長年検討を重ねてきた就学前学校(保育と6歳児就学前教育)、基礎学校(9年間の義務教育、以後学校と呼ぶ)、学童保育(12歳まで)の総合的統合に踏み切った。就学前学校改革と呼ばれるこの総合的統合は一挙に実施され

たのではなく、段階的に進められた：

- 6歳児半日就学前教育の制度化(1975年)
- 学童保育と学校の統合(1991年)
- フレキシブルな就学制度(1991年)
- 6歳児半日就学前教育と学校の統合(1997年)
- 就学前学校、学校、学童保育の総合的統合(1998年)

1998年、学校法に基づく就学前学校教育プラン(Lpfö98)が導入され、就学前学校と学童保育は保育と教育の二つの機能を担うことになった。改革から10年後の2008年、学校庁は大々的な評価を行い、改革は成功であったと結論付けた(Skolverket, 2008)。

スウェーデンの就学前学校改革は、OECDやEUから教育とケアを統合する“EDUCARE”モデルと呼ばれ、アクセスの良さ、包括性・普遍性・平等性、公的責任による安定した財政運営、サービスの質の高さが評価される(Martin Korpi, 2006; OECD 2001; Skolverket, 2008)。

スウェーデンはなぜ就学前児童の教育と保育の統合にとどまらず、就学前学校、学校、学童保育の総合的統合を遂行したのか？ 本稿では、スウェーデンの“EDUCARE”モデル形成過程と背景にある政策視座を考察する。政策視座研究には公的言説分析が必要であるが、本稿はその前段階としての体系的記述にとどまる。6歳児就学前教育が制度化された1975年以降を主な考察期間とする。スウェーデンの保育政策を紹介する

日本の文献も多々あるが、本稿の目的がスウェーデンの政策視座の考察であるため、改革のための調査や提案を行う専門調査委員会の報告書(SOU=Statens offentliga utredningar)や政府議案書(Proposition)を主な資料として使用する。また、これらの資料において時代を通して使用されてきた「統合」(integration)という用語を本稿においても使用する。

## II 二つの系譜から全日制保育所の優先へ

### 1. 二つの系譜

スウェーデンにおいても、保育と幼児教育の二つの系譜がみられる(SOU 1951:15)。一つは1854年ストックホルムで開所された託児所(barnkrubba)であり、後に昼間の家(daghem)と呼ばれる保育所として発展させられた。入所決定にニーズ認定を必要とした託児所の目的は、母子世帯の母親就労を可能にするための貧困対策と、家庭に残された子どものコントロールと養育という社会秩序の保持であった(Hatje, 1995)。託児所のおかげで、コミュニン(第一次地方自治体)は貧困世帯の児童の施設入所や里親養育などの保護的処置をとらずにすんだため、救貧事業として託児所に財政助成を行った。学童保育所の前身「作業小屋」(arbetsstuga)も、共働き貧困世帯の就学児童のために1887年ストックホルムで開所されている。

もう一つの系譜は、ドイツの幼児教育者フローベルの影響を受けて1800年代末(ストックホルム1896年)に開所された国民幼稚園(Folkbarnt-rädgården)であり、後に遊戯学校や6歳児就学前教育として発展させられた(Hatje, 1995)。階級間の調和と社会の平和を目的とした当時の自由主義・博愛主義者たちは、家庭を調和、安心、交流の場として位置づけ、産業化、住宅不足、婚外出産や離婚などによって子どもたちが家庭

から疎外されている状況を重視した。特に、子どもの養育が困難になった貧困世帯に対しては社会が介入し、養育に必要な「良い家庭」(健全な発達環境)の保障や母親教育の必要性を主張した。また同時期、親の就労などにより家庭において就学準備教育を受けられない児童のために、就学前教育施設として「小さな学校」(småskola)が設置されている(SOU 1997:21)。当時の一般世論は、幼児教育の場としての国民幼稚園には肯定的であったが、貧困対策としての保育所に対しては否定的であった。

1930年代に入ると、貧困対策に加えて児童青少年の発達条件の不平等を縮小するという社会・教育政策的視座が主軸に据えられた(Antman, 1996)。その主導的存在が、社会教育学的・人口危機対策的・家族政策的観点から養育プログラムや保育所の必要性を説いたアルヴァ・ミュルダールであった(Myrdal, 1935)。

### 2. 労働市場政策と全日制保育の優先

1950年代の高度経済成長期には、保育政策は女性労働力の確保のための労働市場政策として重視された。1951年の保育事業専門委員会の報告書「保育所と就学前学校」(SOU 1951:15)は600ページを超える包括的なものであり、保育サービスに関する国家の関心の高さが伺える。報告書は、家庭崩壊、子どもの健康破壊、財政的負担という当時の保育所批判に対して、子どもを社会建設の中心に位置づけ、親の就労と子育ての両立支援対策として保育サービスの必要性を説いている。60年代に入ると政府は保育所建設国庫助成金を増大し、半日制の遊戯学校よりも親の就労支援のための全日制保育を優先したように、労働市場政策的視座は極めて重要であった(Antman, 1996)。

保育所ニーズが高揚したのは、共働きが一般化し始めた70年代初めであった。70年代後半に

なると、政府は大幅な保育所拡張目標(10万人入所)達成のための5カ年計画(1977-1981年)を提示し、保育サービスをすべての有子世帯のための普遍的サービスとして位置づけた(SOU 1997:21)。70年代後半から80年代初期にかけての保育所拡張は、この時期のスウェーデンの重要な政治課題の一つであった。1985年、政府は議案書「すべての子どものための就学前学校」(Proposition 1984/85:209)によって、1991年までの拡張目標達成をコミューンに義務付けた。目標がほぼ達成された1995年に、1-12歳児に対する入所保障がコミューンに義務付けられた。保育所拡張は、国およびコミューンにとって、すべての成人の就労権利・完全雇用政策を達成する上で、1970年代から本格的に促進させられた男女平等政策の重要な手段でもあった。

### Ⅲ 就学前学校改革の段階的实施

#### 1. 6歳児就学前教育の制度化

就学前学校事業として保育サービスと幼児教育の統合のための土台を準備したのが、1968年に設置された保育所調査委員会の1000ページにおよぶ膨大な最終報告書(SOU 1972:26, 27)であった。委員会の提案を基に、1975年最初の就学前学校法が施行され、6歳児の年間525時間の無償就学前教育(任意制)の権利が確立された。さらに重視されたのが、障害などの特別支援ニーズをもつ児童の入所優先であった。就学前学校の目的として、就学前児童の発達条件の不平等を縮小し、すべての児童の発達を保障するという社会政策的視座が前面に打ち出された。委員会は、社会的孤立にさらされやすくなった現代家族を補完し、子どもの発達を見守る就学前学校の役割を重視している。委員会が提案した不平等縮小対策の一例が、開所時間がブルーカラー系労働者の親の就労時間に適応していなかった

ために、これらのグループの保育所利用が低かったことから導入した、開所時間延期のための特別助成金であった。また、保育料金の親負担に関しても、「低所得世帯を排除しない料金設定」という所得再分配の原則が重視された。

スウェーデンの就学前児童のための事業の特徴は、保育所(全日制)、パートタイム・グループ(4-6歳のための1日3時間の幼児教育、元遊戯学校)、家庭保育所(保育ママ)、公開保育所というニーズに応じた多様な形態にあった。保育所とパートタイム・グループの異なる伝統を就学前事業として一つに統一するために、「就学前学校」という概念が保育所調査委員会によって導入された。委員会は同時に、就学前児童保育と同様に多様な形態によって組織化される学童保育(12歳以下の就学児童)の拡張も提案している<sup>1)</sup>。スウェーデン就学前学校の3原則：①すべての6歳児に対する半日就学前教育無償保障、②障害児のサービス利用優先、③就労・就学する親を持つ子ども全員の利用保障は、この時期に既に確立されたといえる(Proposition 1975/76:92)。

#### 2. 学童保育と基礎学校の統合

ヨーロッパの多くの国の学童保育は学校の部分的対応が一般的であり、スウェーデンやほかの北欧諸国のように広範囲の余暇活動が専門職(レクリエーション指導者)によって提供されるものは少ない(SOU 1997:21)。1970年代から、一部の学童保育所は学校の敷地内に設置されてきたが、事業は独自に組織化されてきた。

経済的・教育的観点から学童保育と基礎学校の統合を重視したのは、1970年に設置された学校事業調査委員会であった(SOU 1974:53)。報告書は、学童保育文化による学校教育の補完と資源の合理的利用を統合の主な目的に据え、子どもの1日を分断しないように、学校は総合的な責任を担うべきであるとして一連の提案を行っ

た。1番目は、親の就労や通学バスの待ち時間などによって、長い学校滞在を余儀なくされる低・中学年(日本の小学校に相当する)の子どもたちのケアの必要性であった。2番目は、余暇活動を学校に連結させ、授業とは異なり子どもたちが対等な立場で自由に参加できる機会を設けることの重要性であった。3番目は、補習授業や基礎能力訓練を受ける機会の改善であった。4番目は、連携と自己責任に対する社会訓練や子どもたちの自発的な戸外活動(合宿や自由な創造活動)の保障を学校の任務として位置づけた。5番目が、学校の多様な機能を実現するための教師の多様な役割の重要性であった。

低学年児童のケアと余暇活動のニーズを重視した学校事業委員会の視座は、学校と学童保育の本格的な統合提案を行った学童保育委員会によって引き継がれた(SOU 1991:54)。学童保育委員会は、統合によって拡大された事業が教育とケアの両方の機能を果たすために「全日制学校」と名づけた。子どもたちの総合的な発達、絶えず変化する社会に適應できる能力、一生におよぶ長い学びのための準備を子どもたちに提供できるのが、教育・ケア・余暇活動の連携と相互補完だと延べている。学童保育と学校の異なる文化の融合を可能にするために、保育士にレクリエーション指導者の養成教育を受ける機会を保障するなどの職員教育の提案も行われている。

### 3. フレキシブルな就学

就学前学校と学校の連携や就学年齢の引き下げ問題は、1940年代から多数の調査委員会によって検討が繰り返されてきた。例えば、40年の学校委員会の6歳児就学提案に対して、当時の幼稚園教諭組合は家庭環境が必要な6-7歳児にとって学校環境は不適切だと反論している(SOU 1997:21)。保育所が「昼間の家」、学童保育所が「午後の家」や「余暇の家」と呼ばれてきたように、

子どもたちの家庭環境は早くから重視されてきた。

就学年齢の引き下げはスウェーデンだけではなく、1980年代末から90年代の北欧共通の課題であった。北欧諸国の就学年齢がほかのヨーロッパ諸国より1年遅い7歳である主な理由は、ルソーやドイツの幼児教育者フローベルなどが提唱した自由な遊びと創造に立脚した発達の総合的視点を重視するからである(SOU 1997:21)。さらにスウェーデンでは、すべての子どもに対する平等な対応と各子どもの条件を前提とした学びと発達の権利が重視されてきた。このような背景から、少人数で職員数の多い就学前学校は学校よりも子どもにとって安心な場所だと考える親が多く、6歳児就学に対する一般世論の支持は低かった。就学前学校にとっても、教育学的観点から最年長の6歳児は子どもグループの活動において不可欠な存在であった。

就学年齢引き下げを検討するために、1981年に「就学前学校一学校委員会」が設置され、三つの選択肢：①7歳就学維持、②6歳児就学による義務教育の1年延長、③7歳以降の柔軟的就学が提案されたが、委員全員一致の結論を出せなかった(SOU 1985:22)。同時期に就学前学校と学校の統合を目的とした政府提案「すべての子どものための就学前学校」(Proposition 1984/85:209)は超党一致の支持を得た(Martin Korpi, 2006)。

1990年秋、政府は経済危機対策として、また6歳児就学実施のための第一歩として「フレキシブルな就学」を提案したが、年少児にかかる学校経費は保育所経費よりも安いため、保育経費節約対策として否定的に受け止められた(SOU 1997:21)。1985年の6歳児就学案が成立しなかった主な理由は、10年制の学校教育は経費の増大を招くという財政的なものであったが、今回の提案意図は9年制の義務教育を延長することなく、6歳児就学選択の増加によって経費の節約を図る

ことにあった。しかし、予想に反して導入初年の6歳児就学は1.7%にとどまり、親だけではなく就学前学校や学校の関心も高揚しなかった(Martin Korpi, 2006)。フレキシブルな就学制度は廃止されずに残ったが、その後の6歳児就学前教育の学校移行によって利用はさらに減少した(SOU 1997:21)。

#### 4. 就学前クラスの学校設置

次第に政治議論は、就学年齢の適切性を検討するよりも、すべての子どもの受け入れが可能であり、すべての子どもに適応できる学校形成や授業形態の改革に努力すべきであるという方向に転換していった(SOU 1994:5)。それに伴い、就学前学校の教育法の重要性が注目され、就学前学校や学校の教員の間では、6歳児のみならずすべての就学前学校事業を学校教育として統一すべきであるという考え方が強まっていった(Martin Korpi, 2006)。

80年代末からの学校の地方分権化によって、大半のコミューンが学校と就学前学校を統合した委員会設置に踏み切っており、就学前学校、学校、学童保育の全国的統合を図る前提条件は既に形成されていたといえる。

深刻な経済危機下、緊急失業対策として打ち出されたのが一生にわたる学習(生涯学習)政策であった(Proposition 1995/96:206)。複雑化した知識社会において個人や社会がフレキシブルに順応していくためには、学びのスタートを就学前の幼児時代に移動させ、就学前学校を出発点とする教育システム全体の見直しが重要な政治課題となった。知識社会に対応する労働市場政策と教育政策の融合的視座である。就学前学校と学童保育の管轄を社会省から教育省に移行する提案がなされ、1996年には共通の教育プログラム(後に就学前学校教育プランへ)の作成が保育・学校調査員会に委託された(SOU 1997:21)。

学童保育は1980年代末から徐々に学校に統合されていたが、就学前学校と学校の統合を目的として提案されたのが6歳児就学前教育の保育所から学校への移行、すなわち就学前クラス(任意制)の設置であった(Proposition 1997/98:6)。政府の意図は、就学前学校の教育法の導入によって学校、特に低学年の教育の質を改善することにあった。3年間の試験事業と評価を経て制度化された。就学前学校の教育方法(遊びを通じた学習、子どもの連携能力、自分への信頼、創造性、問題解決能力など)学校教育に肯定的な影響をもたらした(Martin Korpi, 2006)。統合のために、就学前学校教諭(幼稚園教諭に相当)や保育士も移され、低学年児童に対応する専門職種の増大によって、多様なニーズ対応が可能となった。教員組合は以前から就学前学校事業を家族政策から教育政策へ移行させることに対して熱心であったことも、就学前クラスの学校移行が速やかに実現された背景であった。

#### 5. 就学前学校教育プラン

まず1997年6歳児就学前クラスを包括した基礎学校の教育プラン改革が実施され、就学前学校や学童保育文化の中心をなす遊び、探究、絵・テキスト・造形という新しい概念が新教育プランに導入された(SOU 1997:21)。

次いで1998年、専門調査委員会の最終報告書(SOU 1997:157)の提案を経て、就学前学校のための教育プラン(Lpfö98)が国会で可決された。プランの目標は、子どもの個別成績評価を導入することは就学前学校の教育的伝統や文化とは融合しないことから、事業が努力すべき目標として幅広く設定されることになった。基礎学校の教育プランと同様に、就学前学校教育プランもすべての職員グループを対象とし、現場からは好意的に受けとめられた。中でも保育士の満足度が一番高かったことが指摘される(Martin

Korpi, 2006)。

教育プランの誕生によって、就学前学校法導入(1975年)以降も使用されてきた名称「保育所」や「パートタイム・グループ」は完全に廃止され、「就学前学校」という名称に統一された。教育プランは家庭保育所や公開保育所を直接対象としないが、これらの事業に対しても指針的な役割を果たす。幼児教育の若年化は先進国共通の現象であるが、1歳児以降を対象とする教育プランは国際的にユニークである。

一生にわたる長い学びの出発点として位置づけられる就学前学校の目標と基本方針は、①規範と価値、②発達と学習、③子どもの参加と影響、④就学前学校と家庭の連携、⑤就学前学校、学校、学童保育との連携の5分野におよぶ。規範と価値は、民主主義社会の一市民として要求される人間的資質といえよう。

- 寛容、尊敬、連帯と責任
- 他人の立場を尊重し、理解・共感し、援助できる力
- 日常生活での多様な倫理的ジレンマと実存的問題を発見し、反芻し、自分の見解を形成する力
- 社会的な背景、性、民族、宗教、性嗜好、障害の有無にかかわらず、すべての人が対等な価値を持つことの理解
- すべての生に対する尊敬と身近な環境への思いやり

就学前学校事業の原則をなすのが、子どもの発達に関する総合的視点、子どもたちの独自で多様な理解形成に対する寛容性、子どもたちの自由な表現の奨励である。教育プランは、因襲的な男女の思考や行動パターンからの脱却、社会的、情緒的、認知的な多様な発達における子どもたちの対等な可能性の保障、特別なニーズを持つ子どもたちの支援を重視する。さらに、プランはケアと教育の機能統合“EDUCARE”モ

デルを子どもの総合的な発達の前提として位置づけ、家庭との連携を重視する。プランは従来の家族政策としての就学前学校の機能を保持するとともに、教育的な役割を強化したといえる。

遊びの役割や位置づけは必ずしも一義的ではないが、スウェーデンの就学前学校では遊びが重要なイデオロギックな役割を果たし、子どもの知的な発達よりも社会的発達が優先されてきた(Lindqvist, 2002)。

#### IV 改革の評価

改革5年後の最初の改革評価(Skolverket, 2004)を深める形で、学校庁は10年後の1998年に本格的な評価を実施した(Skolverket, 2008)。評価の中心に据えられたのが、①教育プランの効果、②就学前学校の構造的条件と枠組み、③コミュニケーションにおける就学前学校事業の組織化と運営、④事業評価、質向上、事業目標達成に関するコミュニケーションの取り組み、⑤子どもの発達診断・判定のための手段、⑥特別支援ニーズを持つ子どものための就学前学校とコミュニケーションの取り組み、⑦コミュニケーションと就学前学校間の相似性と差異の7分野であった。教育プランは現場から待ち望まれたものであっただけに、自治体指導部、校長、教職員などのすべての関係者から高く評価され、予想以上の早い浸透が見られた。教育プランは就学前学校事業の長い経験を体系化し、作成したものであったことも浸透を深めた理由であった。教育プランは、就学前学校の社会的地位を高め、幼児教育事業の指針を形成した。就学前学校と学校の学びに関する視座の共有によって、教育システム間の連携強化が進んだことが国際的に高く評価される(OECD, 2001)。子どもの参加を促す教育形態・方法の開発が進み、就学前学校と家庭の連携がさらに強化された。

民主主義的観点から教育の平等性は重要な意味を持つが、子どもグループの大きさ、学校の構造や広さ、専門教育を受けた職員確保に関してはコミュニケーションの差は指摘されるものの、スウェーデン就学前学校の平等性は高い(Skolverket, 2008)。2002年、失業者や就学中の親をもつ子どもの利用権利保障、4、5歳児に対する年間最低525時間の無償教育、保育料金上限制度の導入によって平等性が強化された(Skolverket, 2007a, 2007b)。2010年から、無償就学前教育の権利が4歳から3歳に引き下げられた。2009年度の5歳児利用率は5歳児総数の94%に達し、ほぼ義務教育化しているといえる(Skolverket, 2010)。

## V おわりに

義務教育化に近いスウェーデンの“EDUCARE”モデルの形成を可能にした要因がいくつか指摘される。まず、保育・就学前教育政策が孤立した政策としてではなく、労働市場政策、男女平等政策、教育政策などのほかの社会政策との連動によって発展させられた統合的政策視座と手法である。次に、早くから親の就労支援とすべての子どもの発達保障という二つの目的を同時に追求してきたこともサービスを普遍化した。さらに、特別支援ニーズを持つ子どもの入所優先や低保育料金施策も子どもの発達条件の均等化を促進させる上で重要であった。

学童保育をも包括した総合的統合を可能にしたのは、低学年就学児童のケアと余暇活動が子どもの総合的な発達にとって不可欠であるという視座が重視されたことによる。全面的な公的責任による保育サービスの量的拡張の達成が行われていたことも、総合的統合を可能にしたさらなる要因であった。行政的統合にとどまらず、異なる専門職間の子どもの発達に関する共有の視座を形成するために、すべての職員グループ

を包括した教育プランの作成や職員に対する必要な専門教育の保障も改革を成功させた要因であった。

段階的な改革手法は最初から計画されたというよりは、結果的なものであったといったほうが正確である。学童保育と学校の統合が先に実現した理由は、対象が同じ就学児童であり、補完的な関係が既に形成されていたことにもよる。就学前学校と学校との統合の布石にしたのが6歳児就学前クラスの学校移行であった。

最後に、日本の子どもの貧困の深刻化が進む今日、スウェーデンの改革が示唆するのはすべての子どもの対等な発達条件を保障する政策視座や、すべての子どもの利用を可能とする所得再分配政策の重要性である。無償制度や利用料金上限制度の導入は利用率を高め、結果の平等を追求する民主主義国家の社会政策的観点から不可欠であった。

投稿受理(平成22年 7月)

採用決定(平成22年10月)

## 注

- 1) スウェーデン語では、「午後の家」から後に「余暇の家」と呼ばれるが、就学前児童保育の形態に平行して、公共学童保育所、家庭学童保育所、公開学童保育所という三つによって運営されていた。

## 参考文献

- Antman, P. 1996, *Barn och äldreomsorg i Tyskland och Sverige, Sverigedelen*. Stockholm: Norstedt.
- Benett, J. 2008, "Early Childhood Education and Care System in the OECD Countries: the Issue of Tradition and Governance" In *Encyclopedia on Early Childhood Development*, Published online 2008-07-8.
- Gunnarsson, L., Martin Korpi, B. & Nordenstam, U. 1999, *Early Childhood Education and Care Policy in Sweden*. Background report prepared for the OECD Thematic Review.
- Hatje, A-K. 1995, "Folkbarträdgården i Norden – det goda hemmets politik", In Marja Taussi Sjöberg & Tinne Vammen (ed) *På tröskeln till välfärden*, Stokholm: Carlsson.

- Lindqvist, G. 2002, *Lek i skolan*. Lund: Studentlitteratur.
- Martin Korpi, B. 2006, *Förskolan i politiken – om intentioner och beslut bakom den svenska förskolans framväxt*. Utbildningsdepartementet.
- Myrdal, A. 1935, *Stadsbarn. En bok om deras fostran i storbarnkammare*, Stockholm: Kooperativa förbundet.
- OECD. 2001, *Starting Strong: Early Childhood Education and Care*.
- OECD 2006. *Starting Strong II: Early Childhood Education and Care*.
- Proposition 1984/85:209 om *föskola för alla barn*.
- Proposition 1995/96:206. *Vissa skolfrågor m.m.*
- Proposition 1975/76:92. *Utbyggnad av barnomsorg*.
- Proposition 1997/98:6 *Förskoleklass och andra skolfrågor*.
- Skolverket. 2004, *Förskolan i brytningstid. Nationell utvärdering av förskolan*. Rapport 239.
- Skolverket. 2007a, *Fem år med maxtaxa. Uppföljning av reformen. Maxtaxa och allmän förskola m.m.* Rapport 294.
- Skolverket. 2007b, *Femtontimmarsbarn. En uppföljning av allmän förskola samt kommuners skyldighet att erbjuda förskoleverksamhet för barn till arbetslösa och föräldralediga*.
- Skolverket. 2008, *Tio år efter förskolereformen*. Rapport 318.
- Skolverket. 2010, *Barn och grupper i förskolan 15 oktober 2009* (<http://www.skolverket.se/sb/d/1664>, 2010-09-17)
- SOU 1951:15 *Daghem och förskolor: betänkande om barnstugor och barntillsyn*. 1946 års kommitté för den halvöppna barnvården.
- SOU 1972:26, 27 *Förskolan*.
- SOU 1974:53 *Skolans arbetsmiljö, Utredningen om Skolans inre arbete*.
- SOU 1985:22 *Förskola-skola betänkande*.
- SOU 1991:54 *Skola- skolbarnomsorg, en helhet*.
- SOU 1994:5 *Grunden för livslångt lärande. En barnmogen skola*.
- SOU 1997:21 *Växa i lärande*.
- SOU 1997:157 *Att erövra omvärlden*. Slutbetänkande av BOSK-kommitten.

(くるべ・のりこ 日本福祉大学教授)